

特別展示

日本とタイ

— 国交樹立 130 年 —



平成 29 年 7 月 24 日（月）～11 月 30 日（木）
於：外務省外交史料館別館展示室

はじめに

日本とタイは 1887（明治 20）年 9 月 26 日、「修好通商に関する日本国暹羅国間の宣言」調印により、正式な外交関係を樹立しました。その後、両国は政治・経済・文化交流などあらゆる分野で着実に関係を発展させてきました。

2017（平成 29）年は、国交樹立 130 周年の節目の年にあたります。本展示では、日タイ修好 130 周年を記念して、国交樹立に関する条約書等を中心に、近代における日本とタイとの交流の歴史を所蔵史料によってご紹介します。本展示が日本とタイの相互理解を促進し、友好関係発展の一助となれば幸いです。

＊1939（昭和 14）年以前、タイの国名は「暹羅（シヤム）」でした。本解説書では、基本的に 1939 年以前は国名を「シヤム」、それ以後は「タイ」と表記しています。国名改称の経緯は 20 頁をご参照ください。

人名の表記は『タイの事典』を参考としていますが、一般に馴染みのある呼称がある場合はそれを優先しています。また、事典に掲載されていないものは、史料の表記をそのまま使用しました。

目次

I 国交樹立から修好通商航海条約締結	1
§ 国交樹立	1
§ 初代公使着任	3
§ 日本暹羅修好通商航海条約締結	5
II タイの近代化に貢献した日本人	7
§ 政尾藤吉	7
§ 安井てつ	9
§ チュラーロンコーン国王とシャムの近代化政策	10
III 日タイ関係の緊密化	11
§ 通商航海条約改定	11
§ プラチャーティポック国王の来日	13
§ ボーイスカウトによる象の寄贈	15
§ シャムの立憲革命と日本の国際連盟脱退	17
§ プリーディーの訪日	18
§ 日本国暹羅国間友好通商航海条約締結	19
§ シャムからタイへの国名改称	20
§ 第二次世界大戦と日本国タイ国間同盟条約締結	21
IV 国交再開～戦後の交流	23
§ 戦争終結から国交再開まで	23
§ 池田勇人総理の訪タイ	24
§ プミポン国王の訪日	25
むすびにかえて	28
日本・タイ交流史年表（1855 年～1964 年）	29
主要参考文献	31

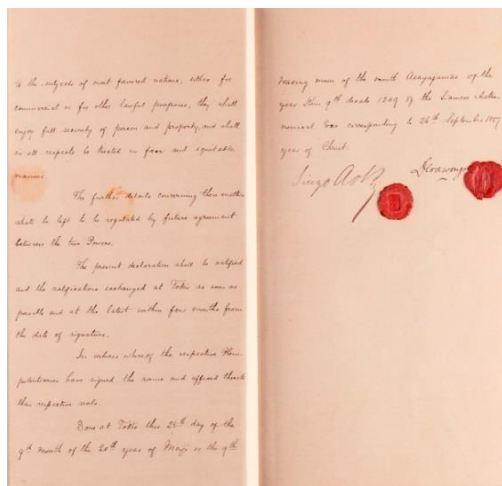
I 国交樹立から修好通商航海条約締結

§ 国交樹立

1887（明治20）年7月、シャム国王チュラーロンコーンの命を受け、国王の弟であるテーワウォン外務大臣が修好条約商議の全権委任状を携えて来日し、日本に修好の意志を伝えました。

これに対し、日本政府は青木周蔵（あおき・しゅうぞう）外務次官を全権委員として交渉にあたらせ、同年9月26日、東京において、「修好通商に関する日本国暹羅（シャム）国間の宣言」が調印されました。本宣言によって、日本とシャム（タイ）の間に外交関係が開設され、相手国への外交官派遣、領事の設置が取り決められました。

当時、日本政府は欧米各国との間で不平等条約の改正交渉をしていたため、条約改正成功後のシャムとの通商条約締結を希望しました。そのため、宣言には、将来の通商条約締結の約束が記されました。



【展示史料 1-1】

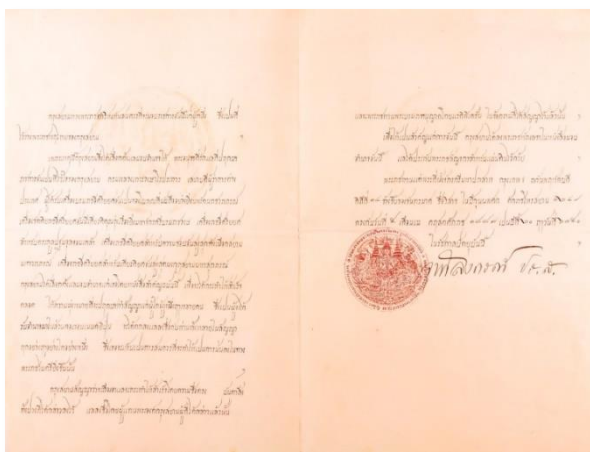
「修好通商に関する日本国暹羅国間の宣言」（調印書）



【展示史料 1-2】

「修好通商に関する日本国暹羅国間の宣言」（批准書）

左：表紙 右：国璽（シール）・署名箇所



【展示史料 2】

修好条約商議に関する全権委任状
（チュラーロンコーン国王から明治天皇宛国書）

シャムの国璽が押され、チュラーロンコーン国王の署名がなされている。

§ 初代公使着任

1894年に日英通商航海条約が調印され、領事裁判権の撤廃に成功すると、日本は改めてシヤムとの条約締結に取り組み始め、1897年、条約締結の全権委任状を携えて稲垣満次郎（いながき・まんじろう）が初代在シヤム公使としてバンコクに赴任しました。

チュラーロンコーン国王が欧州滞在中で不在であったため、稲垣は摂政をつとめていた王妃に信任状を捧呈しました。当日、謁見所の前面には、近衛歩兵が整列して捧げ銃の敬礼を行い、軍楽隊は「君が代」を演奏して稲垣を出迎えました。また、謁見室の左右には親王や各大臣、官僚達が大礼服姿で参列し、非常に荘厳な儀式であったと稲垣は報告しています。稲垣は王妃に対し、「シヤム国の康寧と隆運を祈るとともに、両国の交誼友愛を益々強固親密にすることを希望する」という明治天皇からのお言葉を伝えました。これに対し、王妃も大変満足し、「稲垣公使はかつてシヤムに滞在し友人も多くいるのだから、両国の友好関係は益々強固になるであろう」と答えました。



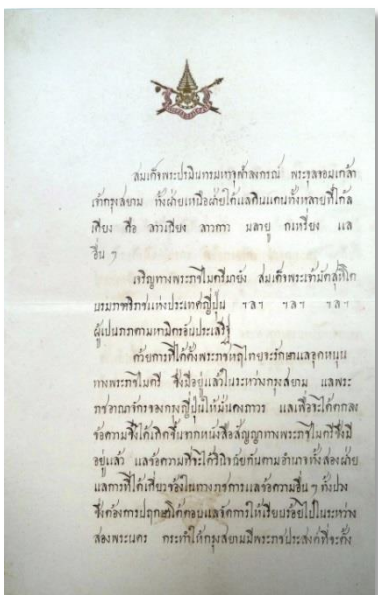
稲垣満次郎（1861-1908）

（写真は『近代名士之面影』より）

稲垣は、東京大学、ケンブリッジ大学で学び、帰国後は学習院等で嘱託教授をしながら副島種臣（そえじま・たねおみ）元外務卿が設立した「東邦協会」の幹事長として活動し、1894年には、バンコクを訪れテワウォン外務大臣と会見するなど、シヤムとの条約締結を訴える運動を展開しました。

他方、シャム側はピア・リチロング・ロナチェットが、初代在日シャム公使として来日し、1899年10月19日、明治天皇に信任状を捧呈しました。公使には、山本安太郎という通訳官がシャムから同行しましたが、山本は、1888年に「修好通商に関する日本国暹羅国間の宣言」批准書交換のためにシャムの全権委員が来日した際、シャム側の希望で同国に留学し、文部大臣の家に寄宿しながら、シャムの言語や国情を学んでいました。

なお、来日当初は帝国ホテルの一室が公使館として使用されました。公使館は何度か移転した後、1941（昭和16）年には大使館に昇格し、1943年、現在大使館がある品川区上大崎にあった実業家の邸宅を大使公邸として購入、1952年に公邸隣接地に大使館事務所を建設し、現在に至っています。



ピア・リチロング・ロナチェット
（出典：『日・タイ交流六〇〇年史』）

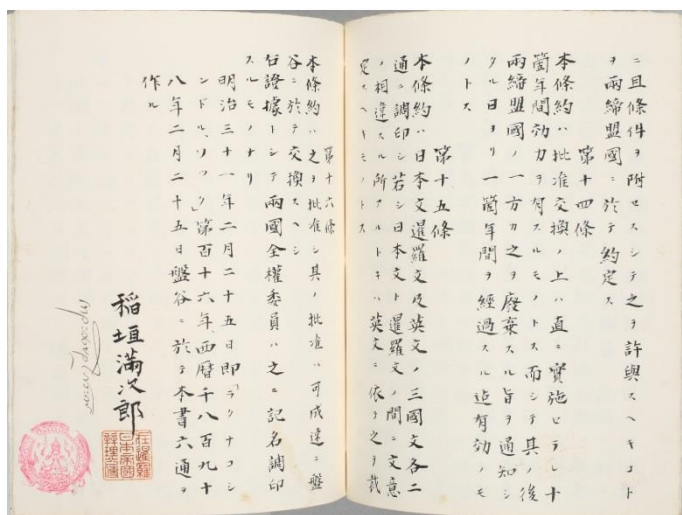
【展示史料 6】

特命全権公使「ピア・リチロング・ロナチェット」に対する信任状
（チュラーロンコーン国王から明治天皇宛国書）

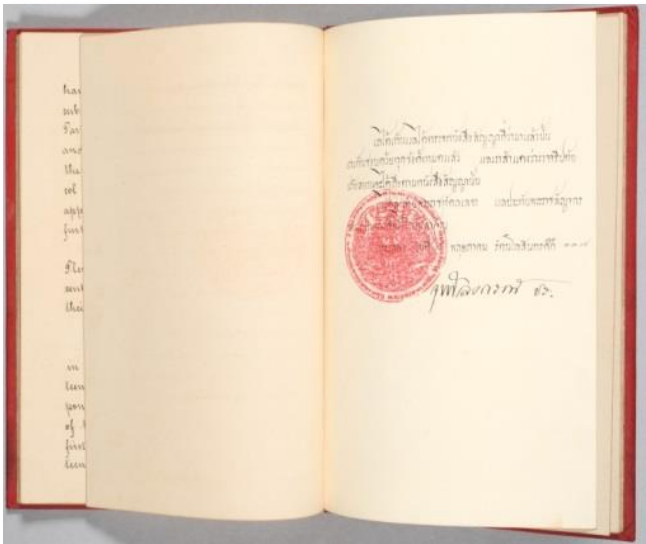
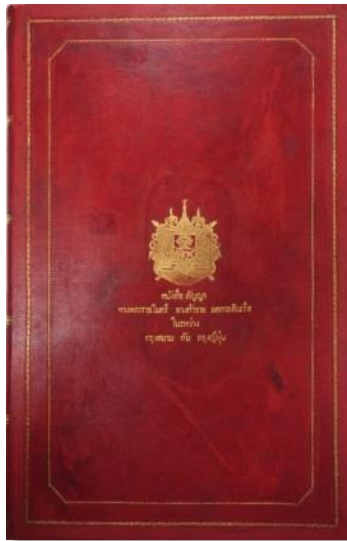
§ 日本暹羅修好通商航海条約締結

稲垣が着任すると、テーワウォン外務大臣が全権委員に任命され、交渉が始まりました。そして翌 1898 年 2 月 25 日、「日本暹羅修好通商航海条約」が調印され、両国間の通商等について定められました（同年 5 月 31 日批准書交換）。

稲垣は、交渉の様子を「日暹条約締結談判顛末摘要」という文書にまとめて、西徳二郎（にし・とくじろう）外務大臣に提出しています。稲垣は、シャムは日本と同様、欧州の文明を採用し進歩を重ねている独立国であり、人種・宗教・風習なども等しく、「兄弟国」といっても良い。したがって、日本側が示す条約案は対等双務のものであるとシャム側に説明しました。しかしその一方で、シャムの司法制度が整い、欧米各国が領事裁判権を撤廃するまで、日本も領事裁判権を保留したいとも伝えました。日本との対等条約締結を欧米各国との条約改正交渉の先鞭としたいと考えていたシャム側は難色を示しましたが、領事裁判権承認の規定を条件付きで議定書に明記することで妥結しました。また、日本政府はシャムの条約改正に助力することを約束しました。



（参考）「日本暹羅修好通商航海条約」（調印書）



【展示史料 3】

「日本暹羅修好通商航海条約」（批准書）

上：表紙 下：国璽・署名箇所

Ⅱ タイの近代化に貢献した日本人

§ 政尾藤吉

1897 年、シャムの司法制度改革を助けるため、アメリカのイェール大学で学んだ法学博士政尾藤吉（まさお・とうきち）がシャムに渡りました。政尾はシャム政府の信頼を得て、1901 年には司法省顧問となり、シャムの近代法典の編纂に力を尽くしました。

1908 年、刑法典の編纂事業が完成すると、政尾は小村寿太郎（こむら・じゅたろう）外務大臣に報告を送りました。報告には、刑法典発布の際に国王が出した詔勅（刑法典の前文）も添付されており、そこには、政尾が起草委員及び最終審査を務めたことが明記されています。また、国王は政尾の功勞に対し、自ら勲章を授け「貴君が法典編纂に関して成し遂げた仕事について私は非常に

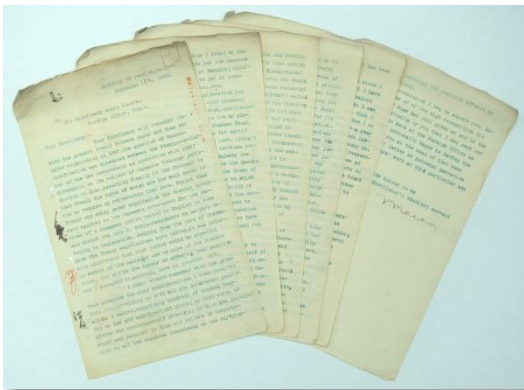
満足している。貴君はこの榮譽にふさわしい人物である」と述べたそうです。政尾はシャムに来てからの 11 年間を振り返り、幾多の困難があったが、自分の成し遂げた職務に喜びを感じずにはいられないと記し、政尾にシャムでの職務を打診し、様々なサポートをしてくれた小村大臣に対しても、感謝の言葉を綴っています。

これに対し小村も非常に喜び、シャムのためにさらに尽力してほしいと政尾に返信を送っています。



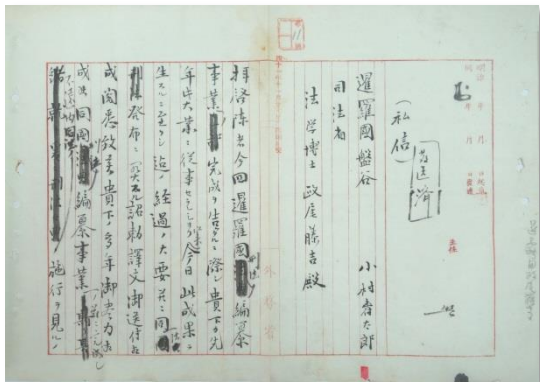
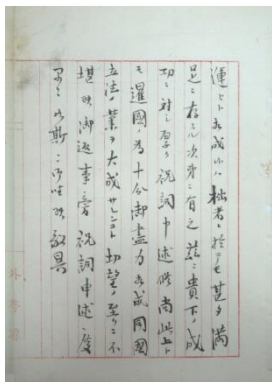
政尾藤吉（1870-1921）

（出典：『政尾藤吉追悼録』）



【展示史料 7-1】

シャム国刑法典編纂事業
完成に関する政尾藤吉か
らの報告書翰（私信）



【展示史料 7-2】

小村寿太郎外務大臣から政尾藤吉に対する祝状案（私信）

暹羅国盤谷 小村寿太郎
司法省
法学博士 政尾藤吉殿
拝啓陳者今回暹羅国刑法編纂事業ノ
完成ヲ告ケタルニ際シ貴下力先年此
大業ニ従事セラレシヨリ以来今日此
成果ヲ生スルニ至リシ迄ノ経過ノ大
要並ニ同法発布ニ関スル詔勅訳文御
送付相成閱悉致候貴下ノ多年御尽力
相成候同国刑法編纂事業ノ茲ニ完成
シ不遠内同法ノ施行ヲ見ルノ運ヒト
相成候ハ拙者ニ於テモ甚タ満足ニ存
スル次第ニ有之茲ニ貴下ノ成功ニ対
シ厚ク祝詞申述候尚此上トモ暹國ノ
為十分御尽力相成同国立法ノ業ヲ大
成サレシコト切望ノ至リニ不堪候御
返事旁祝詞申述度早々如斯ニ御座候
敬具

§ 安井てつ

1904 年、王妃の希望により、三名の日本人女性教師が上流社会の女子教育の任にあたるため、シヤムに渡りました。

皇后（ラーチニー）女学校と呼ばれた学校で教鞭を取った彼女たちは、バンコクに赴任した当初、言葉もわからず、気候風土にも馴染めず、辛いことも多かったようです。しかし、彼女たちの熱心さと親切さにより、しだいに生徒も増加し、三年の任期を満了して帰国する頃には、約 100 名の生徒が在籍し、留任してほしいとの意見が出されたほどでした。

教育主任を務めた安井てつ（やすい・てつ）はその後、東京女子大学の創立に参画し、同校の二代目学長となるなど、女子教育の発展に尽くしました。

1939 年には、皇后女学校の第一期生で卒業後母校で教鞭を取っていた教え子が来日し、安井を訪ねてきました。「先生方にお目にかかりたくて、一生懸命貯金してやっと日本に来ました」という彼女の言葉を聞いて、安井は感極まって言葉にならず、無言のまま手を握ったそうです。安井は、「シヤムでの経験で得た最も貴いものは、愛には国境はなく、誠意はいかなる国民にも必ず通じるということである。そして教育は実に愛の仕事だと深く思わされたのである」と語っています（『安井てつ伝』より）。

安井が教育の基盤を作った皇后女学校は現在も、タイにおける名門女子校として存続しています。



【左】安井てつ（1870-1945）

【右】安井てつ（中央）

と皇后女学校の生徒たち

（出典：『写真集 友好の世紀
日・タイ交流の 100 年』）

§ チュラーロンコーン国王とシャムの近代化政策

以上、国交樹立から条約締結、その後の日本人専門家派遣までの両国交流の歴史を見てきました。ここまでの交流は主としてシャム側のアプローチに日本側が応じる形で進展してきました。では、なぜシャムは日本との交流を望んだのでしょうか。それを知るため、当時のシャムの置かれた状況について簡単にご紹介します。

19世紀後半、シャムは東のフランス勢力、西と南のイギリス勢力に挟まれ、植民地化の脅威にさらされていました。フランスはカンボジア、ベトナムを次々と保護国化し、仏領インドシナ連邦を成立させ、1893年には砲艦をバンコクに送ってシャムにラオスを割譲させました。また、イギリスもマレー半島やビルマを植民地化していました。

さらに国内では、欧米各国と結んだ不平等条約で領事裁判権を認めていたため、シャム政府はフランスやイギリスのアジア系保護民が治安を乱しても対応ができずにいました。

このような状況の中で、明治天皇と同じ 1868 年に即位したチュラーロンコーン国王は、後にチャクリー改革と呼ばれる近代化政策を推進しました。国王は、多くの外国人専門家を雇うと同時に留学生を派遣して西欧の文物を学ばせ、内政・外政の改革を断

行しました。特に条約改正については、日本が欧米の法律家の助力を得ながら近代法制度を整備して領事裁判権の撤廃に成功したことを先例としました。このことは、政尾藤吉が送付した刑法典発布時の国王詔勅にも記されています。国王はシャムの近代化を押し進め、今日のタイの礎を築き、独立を守りました。



チュラーロンコーン国王

(1853-1910、在位 1868-1910)

左は王妃

(出典:『写真集 友好の世紀 日・タイ交流の100年』)

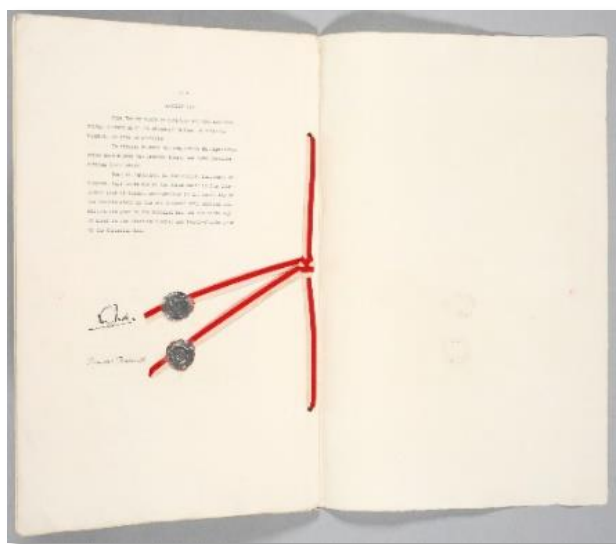
III 日タイ関係の緊密化

§ 通商航海条約改定

1914 (大正 3) 年, 第一次世界大戦が起こると, シャムは当初, 中立の立場をとりましたが, 1917 年にアメリカが参戦し勝敗の見通しがつくと, 連合国側に立って参戦し, 翌年フランスに義勇軍を派遣しました (現在の赤白青三色の国旗はこの時から使用)。そして, ベルサイユ講和会議には戦勝国として出席し, その国際的地位を高めました (講和条約によってドイツ, オーストリア・ハンガリー帝国との間の不平等条約は廃止)。

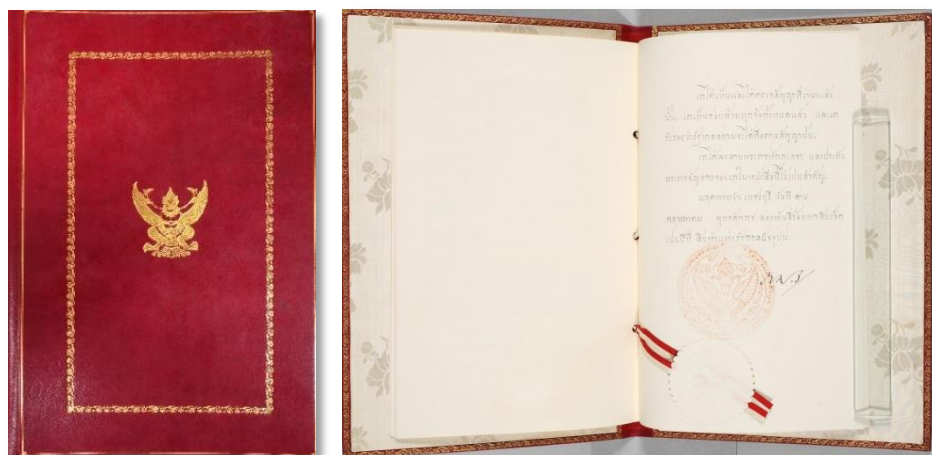
1920 年には, アメリカとシャムの間で条約が結ばれ, 関税自主権を回復しました。これを受け, 日本も政尾藤吉を在シャム公使に起用し, 条約改正交渉を始めました。政尾が交渉中に死去したこともあり, 一時交渉は停滞しましたが, 1924 年 3 月 10 日, バンコクにおいて日本側全権委員矢田長之助 (やだ・ちょうのすけ) 在シャム公使, シャム側全権委員トライドス・プラバンド外務大臣により, 「日本国暹羅国間通商航海条約」が調印されました (同年 12 月 22 日批准書交換)。米暹条約を原案とした本条約により, 邦人の土地所有権, 鉱山権, 森林伐採権, 沿岸貿易権等が新たに認められ, 以後, 日シャム間の経済活動が活発化しました。

また, 1926 年にはバンコクに日本人小学校が設立されました。翌 1927 年には大倉喜七郎 (おおくら・きしちろう) のシャム訪問を契機に, 東京に「暹羅協会」が設立され, 両国の友好関係増進を後押ししました (総裁は秩父宮雍仁 (ちちぶのみや・やすひと) 親王, 会長には近衛文麿 (このえ・ふみまろ) が就任)。さらに 1928 年には三井物産船舶部が名古屋—バンコク間の定期航路を開設するなどして貿易額も急速に伸び, 両国の距離がさらに近づきました。



【展示史料 9-1】

「日本国暹羅国間通商航海条約」（調印書）



【展示史料 9-2】

「日本国暹羅国間通商航海条約」（批准書）

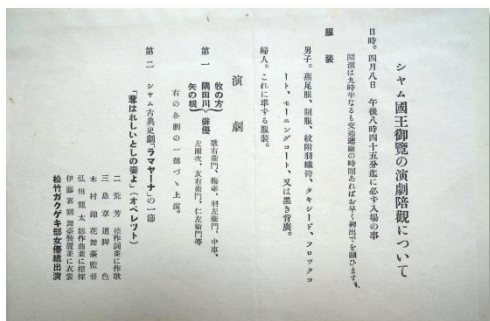
左：表紙 右：国璽・署名箇所

§ プラチャーティボック国王の来日

1931年4月、プラチャーティボック国王は目の治療のため渡米した際、日本に立ち寄りました。シャムの国王として初めての来日でした。非公式訪問であったため、滞在日数は限られましたが、一国の元首の来日は1881年のハワイのカラカウア7世以来50年振りであり、日本国内は歓迎ムードに包まれました。4月8日には天皇皇后と会見し、晩には、外務大臣が歌舞伎座に招待しました。歌舞伎座では、歌舞伎のほかに、インドの叙事詩「ラーマヤナ」を元にしたシャム古典史劇の一節が演じられました。国王は、翌日には鎌倉の大仏にも参詣しています。

また、米国からの帰国途次、再び日本に立ち寄り、愛知県にある日暹寺（現在の日泰寺）を訪問しました。日暹寺は、チュラーロンコーン国王が日本国民に分与した仏舍利を奉安するために建立された寺院です。

帰国後、国王付副秘書官長は「日本では、群衆が「チャイヨー」（シャム語で「万歳」）と叫び、至る所でシャム国歌が演奏され、観劇の際には日本人俳優によりシャムの演劇が上演されるなど、日本国民の熱心な歓迎振りに国王一行は深い感動を与えられた」と新聞記者に語りました。



【展示史料 10】

プラチャーティボック国王訪日時の歌舞伎座プログラム



プラチャーティボック国王 お手植えの松

鎌倉大仏殿高德院では、1931年4月9日に国王と王妃が大仏を参詣した際に記念として植樹された松が現在でも見られます。

他に 1902 年に来日したワチラーウット皇太子（後の国王）、1987 年に来日したワチラロンコーン皇太子（現国王）お手植えの松も隣に植えられています。



§ ボーイスカウトによる象の寄贈

1929 年、少年団日本連盟はシヤムのボーイスカウト 20 名を日本に招待しました。また、1931 年 1 月には日本の少年団がバンコクを訪問し、交流を深めました。1934 年、両国の友好関係の象徴として、シヤムの子どもたちがお金を出し合って二頭の象（ワンディーとランプーン）を日本に寄贈する計画が伝えられました。二頭の象は、バンコクまで一ヶ月以上もかけてシヤム国内を歩いて移動した後、1935 年 5 月 18 日、大阪商船の船に積み込まれ、6 月 3 日、神戸港に上陸、ワンディーは東京の上野動物園、ランプーンは大阪の天王寺動物園で飼育され、日本の子ども達を喜ばせました。

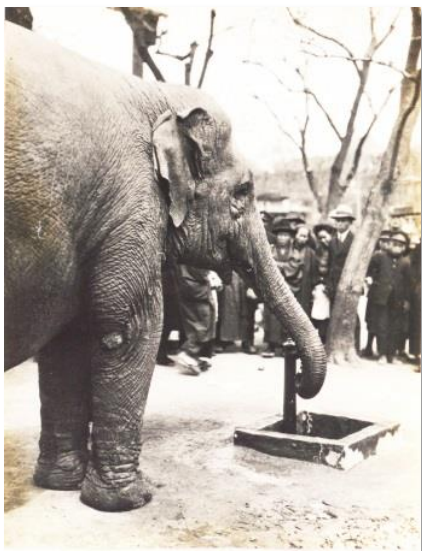
残念ながら、二頭の象は太平洋戦争中に死亡してしまいました（ワンディー（花子）は童話『かわいそうなぞう』のモデルとなった象です）。しかし、1949 年 9 月、戦争で傷ついた日本の子どもたちの心を癒そうと、タイの実業家が私財を投じて再び象を寄贈し「はな子」と名づけられました。はな子は上野動物園で飼育された後、1954 年に井の頭自然文化園に移り、2016（平成 28）年に死亡するまで絶大な人気を誇りました。また、2002 年には、敬宮愛子様のご誕生への祝意とタイで植林活動をしている日本

の NGO に対する感謝の意を示すため、上野動物園に二頭の象が贈られています。

タイの人々にとって、象は神聖な動物であり、1916 年以前は国旗にも象の絵柄が使用されていたほど特別な存在です。タイから贈られた象は、今も昔も日本とタイの友好関係を示すシンボルとなっています。



展示史料 2 の国書表紙に押された象の印



シヤムから寄贈された象

右上と下の写真は天王寺動物園に寄贈されたランプーン

§ シャムの立憲革命と日本の国際連盟脱退

1929年、世界恐慌が起これとシャムの経済は悪化し、絶対王政こそがシャムの経済状況や社会問題の根源であるとの考えが広まりました。国王は国民の要求に応え、議会制民主主義の導入を図ろうと憲法の起草を命じましたが、最高顧問会議で反対され、憲法が公布されることはありませんでした。こうした中で、欧州に留学経験のある少壮官僚を中心として結成された人民党が軍と接触し、1932年6月24日、クーデターを決行しました(立憲革命)。人民党は国王に立憲君主となることを求め、国王は人民党起草の臨時憲法に署名、人民代表会議が開かれ、首相の選出、大臣の任命が行われ、シャムで最初の内閣が発足しました。これにより、シャムは絶対王政から立憲君主制へと移行しました。

他方、日本は1931年の満州事変以来、「満州国」問題をめぐって国際社会から批判を受けていました。1933年には、国際連盟総会においてリットン報告書に基づく勧告案が可決され、その後、日本は国際連盟を脱退しました。

当該勧告案に対し、シャムは国内経済に深く関わっていた中国人の存在や、英仏、そして日本との経済的関係を考慮して、中立の立場をとる意味で棄権票を投じました。しかし、議場にいた日本とシャム以外の全ての国が勧告案への賛成票を投じたため、日本政府はこれを好意と受け取って、シャムへの注目を高め、連盟脱退後、関係の緊密化をはかっていくことになります。

1933年4月、矢田部保吉(やたべ・やすきち)在シャム公使は、内田康哉(うちだ・やすや)外務大臣に対し、日本とシャムの間で仲裁裁判条約を締結することを提議しています。連盟脱退という情勢の中で、日本政府の東洋平和希求の方針を世界に示すとともに、東南アジア方面への発展が平和的なものであることをシャムに対して示す最も効果的な手段が、仲裁裁判条約の締結であると矢田部は主張しました。日本政府はこの提議を受け、シャム側と条約締結交渉を開始しました。

§ プリーディーの訪日

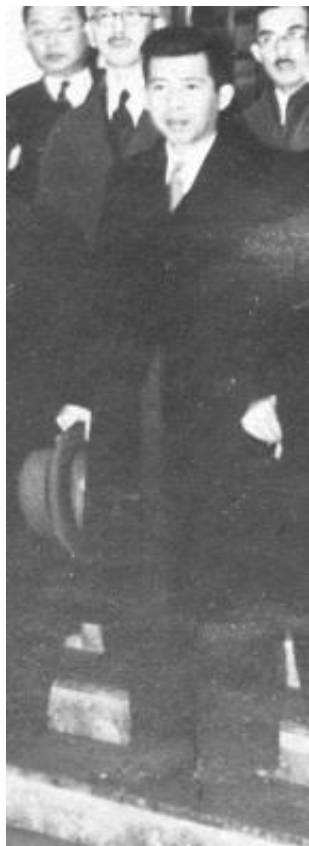
こうして 1933 年以降、両国間で官吏や経済関係者の往来が活発化し、1935 年 12 月には、シャム国内務参議（大臣に相当）、プリーディー・パノムヨンが来日しました。プリーディーは、フランス留学経験のある法学者で、立憲革命では人民党宣言や臨時憲法を起草するなど、中心的な役割を果たした人物です。

日本政府は、両国関係をより緊密にするために、天皇、総理をはじめとする主要閣僚から経済界の要人までプリーディーと会見できるよう日程を組みました。プリーディーは、中央銀行設立、交通インフラの整備、地方行政等について日本側と意見交換をしたほか、陸海軍の学校・工廠、飛行機・自動車製造工場等を視察しました。

また、日本政府は両国関係の緊密化に功績があったとして、彼に勲章を授与しました。

このような厚遇に対し、プリーディーは内務大臣官邸晩餐会において謝意を示しました。また、日本の行政法理論に共鳴し、シャム国憲法に日本の憲法の条規を多分に織り込んだことなどにも触れ、今後も日本を模範として国事に尽くしたいと述べました。

他方、英仏との関係や日本の軍部の圧力への懸念から、「今後の両国関係は、経済提携を主眼としたい、軍部が関与しすぎることは種々の誤解を招く恐れがあるため、十分考慮してほしい」と同行した宮崎申郎（みやざき・しんろう）在シャム一等書記官に語り、日本との適切な距離を保とうとしました。



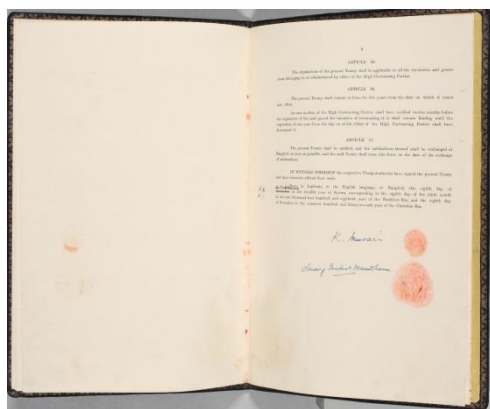
プリーディー（1900-1983）

§ 日本国暹羅国間友好通商航海条約締結

1937 年 12 月 8 日には、バンコクにおいて日本側全権委員村井倉松（むらい・くらまつ）在シヤム公使とシヤム側全権委員プリーディー外務大臣が「日本国暹羅国間友好通商航海条約」に調印し、翌年 3 月 7 日にバンコクにおいて批准書が交換されました。

シヤムは第一次世界大戦後に各国と条約改正を行いました、三品目への関税率制限（対英国）や、領事裁判への移審権（法典完成後 5 年間は相手国民を被告とした裁判は領事裁判へ移審できるとした規定）を認めており、完全な対等条約締結が課題となっていました。

立憲革命時に人民党が掲げた革命六原則にも政治・経済・裁判権の対外的完全独立が挙げられていました。シヤム政府は、1935 年に条約改正に必要な法典の施行が全て完了すると、翌年 11 月に 14 カ国に条約の終了を通告し、1937 年末に、悲願であった各国との完全平等条約調印に成功しました。プリーディーは廣田弘毅（ひろた・こうき）外務大臣に対し「シヤムの全主権を回復し、相互主義・衡平互惠を基礎として両国の国交を樹立する本条約の批准に際し、日本政府が交渉中、絶えず示された同情と理解に対し深い感謝の意を表します」とメッセージを送りました。



【展示史料 14】

「日本国暹羅国間友好通商航海条約」（調印書）

§ シャムからタイへの国名改称

1938 年 12 月、ピブン・ソンクラムが首相に就任しました。ピブンは対外的圧力に対抗するためにシャム国民の愛国心を高める政策を実施しました（ラタニヨム運動）。

1939 年 6 月 24 日の革命記念日には、国名を「暹羅国 (Siam)」から「タイ (Thailand)」へと改称することを告示しました。「サヤム」「シャム」は外国人の呼称で属国の意味もあるため適当でなく、「タイ」人の「タイ」国であるという観念を強調するための国名改称であると報じられました。この時に国歌の歌詞も改められ、現在に至っています。

また、ピブンはタイ語の国語化を推進し、中華系の学校や新聞を廃校や廃刊としました。タイでは当時、中国人が経済界で大きな位置を占めていましたが、ピブンの政策により、中国人のタイ人化が促進されました。ピブンはタイ語を共有し、タイという共同体への愛国心をもつ国民を作ろうとしました。



ピブン・ソンクラム (1897-1964)

(写真は 1955 年の来日時のもの)

タイの軍人政治家。ピブンはフランス留学中にプリーディーらと人民党を結成し、立憲革命を起こしました。革命後は 1944 年～1948 年の間を除き、タイ政界をリードし、15 年に渡って政権を担いました。民族国家意識の高揚に努め、戦後は親米外交を展開しましたが、1957 年サリットのクーデターにより日本に亡命し、1964 年相模原市で客死しました。

§ 第二次世界大戦と日本国タイ国間同盟条約締結

1939年9月、第二次世界大戦が勃発すると、タイ政府は厳正中立を表明しました。ヨーロッパ戦線に注力しなければならないイギリス、フランスは、タイとの不可侵条約締結の意向を示しました。タイ政府は日本にも同様の条約を締結することを申入れ、1940年6月12日、英仏との条約がバンコクで、日本とは東京で「友好関係の存続及相互の領土尊重に関する日本国タイ国間条約」が調印されました。

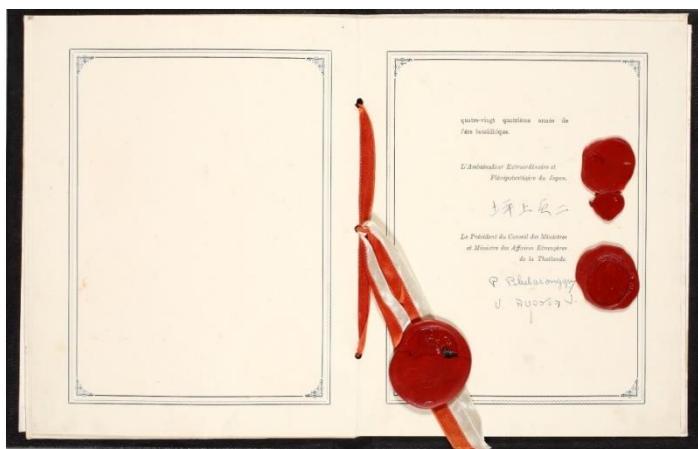
しかし、6月14日にドイツ軍がパリを占領し、フランス政府が降伏すると、日本政府はフランス政府に申入れ、9月に北部仏印に日本軍を進駐させました。情勢を見守っていたタイ政府もラオスやカンボジア方面における失地回復（チュラーロンコーン国王時代に割譲した領土回復）の要求をフランス政府に申し入れましたが、フランス政府はこれに応じず、タイ仏間で国境紛争が起きました。これに対し日本が調停に入り、1941年5月に平和条約を調印、フランスはタイに約7万km²の領土を割譲しました。こうして日タイ関係は一層緊密化し、8月には日本政府からの申入れにより相互の公使館が大使館に昇格しました。これはタイにとって建国以来最初の大使交換でした。一方、同年7月に日本軍が南部仏印に進駐するとアメリカは対日資産凍結を行い、タイ周辺においても、日本と米英の対立は日増しに激化していきました。この情勢に対し、タイ政府はあくまで厳正中立を守ることを再確認し、何度も国内外にその旨の声明を発しました。

しかし、1941年12月7日晚、タイ政府のディレック・チャイヤナム外務大臣は、坪上貞二（つばかみ・ていじ）在タイ大使から日本が米英両国と開戦するため、戦略上の必要から日本軍のタイ領通過を認めてほしいとの申入れを受けました。ピブン首相が不在だったため、翌朝にピブンが戻ってから直ちに閣議が開かれ、タイ側は、日本の要求を受け入れることを決しました。坪上大使が東郷茂徳（とうごう・しげのり）外務大臣に送った報告には、この時のピブンの面持ちは、甚だ悲壮なものがあつたと記されています。

その後、12月21日にはバンコクにおいて、坪上大使とピブン首相が「日本国タイ国間同盟条約」に調印しました。本条約では、両国はあらゆる政治的、経済的及び軍事的方法により互いを支援することが規定され、「附属秘密了解事項」では、日本がタイの失地回復要求の実現に協力することが定められました。

本条約に従い、タイは自国を日本軍の兵站基地として提供し、翌年1月には米英に対し、宣戦布告を行いました。そして、北タイ方面軍を編成し、ビルマの一部を占領しました。しかし、日本軍の戦局悪化の情報が入るようになると、ピブンは次第に日本と距離をとるようになります。1943年7月に東条英機(とうじょう・ひでき)総理が訪タイし、マライ4州、シャン2州割譲を約束するなどタイに配慮を見せましたが、11月にアジア各国の代表を招いて東京で開かれた大東亜会議にはピブンは出席しませんでした。

他方、タイ国内では、戦局の悪化により、ピブンに対する批判が高まり、フリーディーを中心としたグループが英米が勝利した場合の終戦処理を考慮して、ピブン内閣の打倒工作を開始し、1944年7月、ピブンは総辞職に追い込まれました。また、セーニー在米国公使が、対米英戦争開戦と同時に、抗日運動である「自由タイ」運動をアメリカ国内で組織していましたが、フリーディーはこれと連携し、連合国との連絡を取り始めました。



【展示史料 16】

「日本国タイ国間同盟条約」(調印書)

IV 国交再開～戦後の交流

§ 戦争終結から国交再開まで

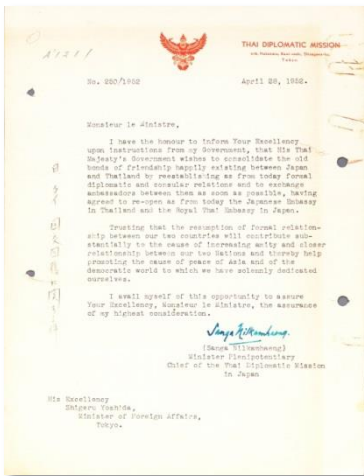
1945年8月14日、日本政府はポツダム宣言を受諾し、第二次世界大戦は終結しました。タイ政府は、8月16日、日本の圧力下で発した対米英宣戦布告は無効であり、連合諸国との戦前の友好関係を回復すると宣言し、アメリカ政府はこれを受け入れました。また、領土についても戦前の状態に戻すことを表明しました。

日本政府は連合国軍の占領下に置かれ、外交権が停止されたため、日タイ間の外交関係も停止されました。

その後、サンフランシスコ平和条約発効を前にして、日本政府は、タイとの国交再開について検討しました。タイ政府は、1945年9月に日本政府に対し、戦争中に締結した政治的諸条約の廃棄通告を行っていましたが、これには1937年に締結された「日本国暹羅国間友好通商航海条約」は含まれていませんでした。そこで、日本政府は同条約第一条「日本国と暹羅国との間には永久の平和及無窮の友好関係あるべし」によって、両国の国交は存続し

ているが、現状では冬眠状態にあるとみなし、平和条約発効と同時に両国の外交関係は自動的に回復するという立場をとりました。

こうして、サンフランシスコ平和条約発効の日である1952年4月28日、日本の外務省において、吉田茂（よしだ・しげる）外務大臣と在日タイ外交使節団のサガー・ニルカムヘング公使は文書を交換し、両国の国交再開及び大使館再開を確認しました。



【展示史料 17】

国交再開を確認する交換公文

§ 池田勇人総理の訪タイ

国交が再開されると、タイ駐留日本軍が戦時中に物資調達のためタイから借りた軍費の返済が問題となりました（特別円問題）。1955 年、戦後の両国のインフレ等を勘案して日本の返済金額を 150 億円とし、そのうち 54 億円をポンド払い、96 億円を投資とクレジット方式で供与するという内容で一旦合意に達しましたが、96 億円を賠償とみるタイと借款とする日本側の見解の違いのため、交渉は難航しました。

1961 年 11 月、池田勇人（いけだ・はやと）総理がタイを訪問し、サリット・タナラット首相と会談し、本件に関する基本方針について合意が成立しました。合意内容は、日本は 1970 年までの 8 年間で 96 億円をタイに分割無償供与し、タイ側はそれを日本製品及び役務の調達に充てるというもので、この内容で翌年新協定が締結されました。合意に至った際、両首脳は堅く握手を交わし、池田総理は「この解決を機会に両国はもっともっとしっかりと手を握り合って行きましょう」とサリット首相に伝えました。現地地の新聞でも、池田総理のタイ訪問は大成功を遂げ、日タイ友好関係史上に新たな世紀を開いたと絶賛されました。この特別円問

題の解決は、これ以後のタイの経済開発計画に対する日本企業の進出を促進することとなりました。

また、池田総理はプミポン国王に拝謁し、ご都合の良い時期にぜひ訪日していただきたいと希望を伝え、1963 年には同国王の訪日が実現することとなりました。



プミポン国王と会談する池田総理

（写真は 1963 年のプミポン国王来日時のもの）

§ プミボン国王の訪日

1963年5月から6月にかけて、プミボン国王がシリキット王妃とともに日本を訪問されました。タイの国王として初めての公式訪問でした。

プミボン国王が、日本的なものを見たい、また日本の近代産業の目覚ましい発展振りに接したいと希望されたため、10日間の滞在中、歌舞伎、蹴鞠、薪能の観覧、京都御所、修学院離宮訪問、金閣寺、龍安寺、東大寺等の寺社参拝のほか、キャノン、日本電気、松下電器等の工場を視察され、カメラ、半導体、テレビなどの製造過程を見学されました。松下電器では、松下幸之助（まつした・こうのすけ）会長自らが国王を案内しました。

また、国王訪日を記念して、NHK ホールで特別演奏会が開催されました。国王は音楽を趣味としており、自身で作曲もされるため、演奏会では、国王作曲の曲も演奏されました。

このほか、プラチャーティボック国王も参拝した日泰寺に参拝し、植樹を行われました。

プミボン国王の帰国後、齊藤鎮男（さいとう・しずお）在タイ臨時代理大使が大平正芳（おおひら・まさよし）外務大臣宛に送った報告によると、国王訪日は、現地メディアでも大々的に取り上げられ、経済技術協力、文化交流等の各分野で、両国関係が今後益々緊密化するであろうと報じられたとのこと。また、国王及び王妃も滞在中の日本側の厚遇に満足し、日本訪問が極めて楽しいものであったと齊藤臨時代理大使に語られたことが報告されています。

日タイ両国の皇室・王室は国交樹立以来、非常に友好的な関係を築いてきましたが、この関係は、それぞれの国民の相手国に対する印象にも多大な影響を与えています。

とりわけ、プミボン国王は、タイの国民から敬愛を受けた英邁な君主として、崩御された現在においても私たちに印象を残し続けています。



【展示史料 19-1】

プミポン国王同王妃訪日記念特別演奏会プログラム

左：表紙 右：中表紙



プミポン国王同王妃訪日記念特別演奏会

(NHK ホール)



プミポン国王，香淳皇后，昭和天皇，シリキット王妃
(プミポン国王主催晩餐会にて)



日泰寺ご訪問

後方の奉安塔にチュラーロンコーン国王から寄贈された仏舎利が奉安されている。

むすびにかえて

以上、1887 年の国交樹立から、1963 年のプミポン国王の訪日までの両国の交流の歴史を見てきました。

国交樹立当初、両国の間は皇室や政治家、専門家を中心とした交流が大きな位置をしめていました。しかし、第一次世界大戦以降、両国間の貿易、商業活動がしだいに活発化すると、交流の裾野も広がっていきました。1930 年代以降は、政治・経済・文化それぞれの分野で関係が急速に緊密化しました。第二次世界大戦によって、その交流は一時期途絶しましたが、1960 年代以降、経済的側面での結びつきが一層強固になり、特に日本からタイに進出する企業は飛躍的に増大しました。

このように、日本とタイは国交樹立以来、アジアの独立国として互いの存在を認め合い、友好関係を深めてきました。それは、現在においても変わりありません。タイに進出している日系企業は増加し続け、現在約 4,800 社とされています。在留邦人も約 7 万人にのぼり、タイから見て日本は貿易額で第 2 位、投資額で第 1 位の地位にあります。日本とタイは経済分野における重要なパートナーなのです。また、政府開発援助として、日本はタイに資金的・技術的な協力を実施してきており、空港、上水道、地下鉄などのインフラ整備は身近なところで市民の役に立っています。

他方、近年では、アニメや歌、ゲームといった日本のポップカルチャーや日本の食文化もタイの人々の人気を集めています。また、日本を訪れるタイ人観光客も増加を続け、2016 年には 90 万人を超えました。タイを訪れる日本人も年間約 140 万人にのぼっており、国民間の往来と交流はより活発により幅広いものになっています。

日タイ修好 130 周年という節目にあたる本年、両国の長い友好の歴史を振り返るとともに、様々な交流を通じて両国の関係が一層深まり、互いにより身近な存在になっていくことが期待されます。

日本・タイ交流史年表（1855 年～1964 年）

和暦		西暦	日本・タイ関係	国王	その他関連事項
安政	1	1855			ボウリング条約（対英）調印（シヤム、不平等条約の始まり）
					フランス、イギリスがシヤム周辺諸国を次々に保護国化
明治	20	1887	修好通商に関する日本国暹羅国間の宣言調印。国交樹立	チュラーロンコーン国王	仏領インドシナ連邦成立
	26	1893			シヤム、ラオスをフランスに割譲
	27	1894			日英通商航海条約調印
	30	1897	在シヤム日本国公使館、バンコクに開設 初代公使として稲垣満次郎着任。政尾藤吉が渡シヤム。後に司法省顧問に就任		
	31	1898	日本暹羅修好通商航海条約調印		
	32	1899	在日シヤム国公使館、東京に開設		
	33	1900	チュラーロンコーン国王より仏舎利の分与 名古屋に日暹寺（日泰寺）を建立して奉安（1904年）		
	37	1904	安井てつが皇后女学校に赴任		
	41	1908	シヤム国刑法編纂事業完成		
大正	3	1914		ワチラーウット国王	第一次世界大戦（～18）
	9	1920			シヤム・米国間で改正条約調印（不平等条約改正）
	13	1924	日本国暹羅国間通商航海条約調印	プラチャーティボック国王	
	15	1926	盤谷（バンコク）日本尋常小学校開校		
昭和	2	1927	東京に「暹羅協会」設立	プラチャーティボック国王	
	3	1928	名古屋－バンコク間定期航路開設		
	6	1931	プラチャーティボック国王訪日		
	7	1932			立憲革命，「満州国」建国
	8	1933	国際連盟総会の満州問題に関する採択でシヤムが棄権票を投じる		日本，国際連盟脱退

和暦	西暦	日本・タイ関係	国王	その他関連事項
昭和	10 1935	シヤムより東京、大阪の動物園に象を寄贈 ブリーディー内務参議訪日	アー ナ ン タ マ ヒ ド ン 国 王	日中戦争(～45) シヤム、各国と対等条約調印
	12 1937	日本国暹羅国間友好通商航海条約調印		
	14 1939	国号を「シヤム」から「タイ」に改称		
	15 1940	友好関係の存続及相互の領土尊重に関する 日本国タイ国間条約調印		タイ、英仏と不可侵条約調印 日本軍、北部仏印進駐 タイ・仏印国境紛争
	16 1941	日本の調停によりタイ・仏印平和条約調印 日タイ両国の公使館を大使館に昇格 日泰進駐協定締結 日本国タイ国間同盟条約調印		日本軍、南部仏印進駐 太平洋戦争(～45)
	17 1942	日タイ間で円決済協定調印 日本軍、泰緬鉄道建設着工(翌年10月完成)		タイ、英米に宣戦布告 タイ仏印国境画定条約調印
	18 1943	東条英機総理訪タイ 日本、マライ4州、シャン2州をタイに編入 「大東亜会議」開催		「自由タイ」運動者のタイ潜入開始 日本、ポツダム宣言受諾、 降伏文書調印 タイ、対英米宣戦布告無効を宣言
	19 1944			
	20 1945	外交関係停止 タイ、日本に対し政治的諸条約の廃棄通告		
	24 1949	タイより東京の動物園に象を寄贈		
	26 1951	日本政府在外事務所バンコクに開設	プ ミ ボ ン 国 王	サンフランシスコ平和条約調印
	27 1952	国交再開。日本政府在外事務所が大使館に昇格		サンフランシスコ平和条約発効
	30 1955	ピブン・ソクランム首相訪日 特別円問題に関する協定調印		
	32 1957	ピブン・ソクランム元首相、日本に亡命		
	36 1961	池田勇人総理訪タイ。日タイ共同声明発表		
	38 1963	プミポン国王訪日		
	39 1964	皇太子同妃両殿下(当時)訪タイ		

主要参考文献

〈図書等〉

- 青山なを『安井てつ伝』(岩波書店, 1976 年)
- 石井米雄ほか著『日・タイ交流六〇〇年史』(講談社, 1987 年)
- 石井米雄監修・編『タイの事典』(同朋舎, 1993 年)
- 石井米雄ほか編『東南アジア史 I 大陸部』(山川出版社, 1999 年)
- 石井米雄ほか監修『東南アジアを知る事典 増補改訂版』(平凡社, 1999 年)
- 柿崎一郎『物語 タイの歴史』(中央公論新社, 2007 年)
- 西野順治郎『新版増補 日・タイ四百年史』(時事通信社, 1984 年)
- 政尾隆次郎編『政尾藤吉追悼録』(政尾隆次郎, 1922 年)
- 村嶋英治『ピブーン 独立タイ王国の立憲革命』(岩波書店, 1996 年)
- 矢部信太郎編『近代名士之面影』 第 1 集(竹帛社, 1924 年)
- 吉川利治編著『近現代史のなかの日本と東南アジア』(東京書籍, 1992 年)
- 『写真集 友好の世紀 日・タイ交流の 100 年』(朝日新聞社, 1987 年)
- 圓入智仁「1935 年にシャムが日本に象を贈った経緯と目的」(『中村学園大学, 中村学園大学短期大学部研究紀要』第 46 号, 2014 年)
- タイ王国大使館ホームページ (<http://site.thaiembassy.jp/jp/>)
- 日タイ修好 130 周年公式ウェブサイト
(<http://www.th.emb-japan.go.jp/jt130/index-jp.htm>)

〈外務省記録〉

- 2.5.1.17 「日暹修好通商航海条約締結一件」
- 3.8.4.16-1 「外国官庁ニ於テ本邦人雇入關係雜件 暹国之部」
- 6.1.5.8-13 「各国駐劄帝国公使任免雜件 暹国之部」
- A.6.0.0.2 「各国国名及地名称呼關係雜件」
- B.5.0.0.J/SI1 「日, 暹間仲裁裁判条約關係一件」
- L.1.3.0.2-1-2 「外国元首並皇族本邦訪問關係雜件 暹羅国ノ部
「プラチャティポック」陛下並同皇后陛下来朝一件」
- L.2.2.2.1-6 「外国人叙勲雜件 暹羅国人ノ部」
- L.3.3.0.8-12-1 「各国名士ノ本邦訪問關係雜件 暹羅国人ノ部
内務参議「ヲアングプラティット」来朝關係」
- A'.1.2.1.1 「日本・タイ間外交關係雜集」

- L'.5.0.0.1-1 「国賓訪日記念写真アルバム プレーク・ピブン・ソ
ン クラム・タイ首相」
- A'.1.5.1.7-4 「池田総理アジア諸国訪問関係一件 タイの部」
- L'.1.1.2.3-2 「アジア諸国君主及び王族本邦訪問関係雑件
プミボン・アドウンヤデート・タイ国王王妃両陛下関係」
- L'.5.0.0.1-32 「国賓訪日記念写真アルバム プミボン・タイ国王陛下」

協力機関

タイ王国大使館

タイ政府観光庁

公益財団法人東京動物園協会

愛媛県生涯学習センター

＊本解説に掲載した写真で出典を記していないものは当館所蔵史料です。

また、本展示解説冊子の一部を引用する場合には、必ず出典を明示してください。引用が一項目全体など長文にわたる場合には、事前に外交史料館にご相談ください。

特別展示「日本とタイ—国交樹立 130 年—」展示史料解説

平成 29 年 7 月

編集：外務省外交史料館

〒106-0041 東京都港区麻布台 1-5-3

Tel :03-3585-4511

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/>